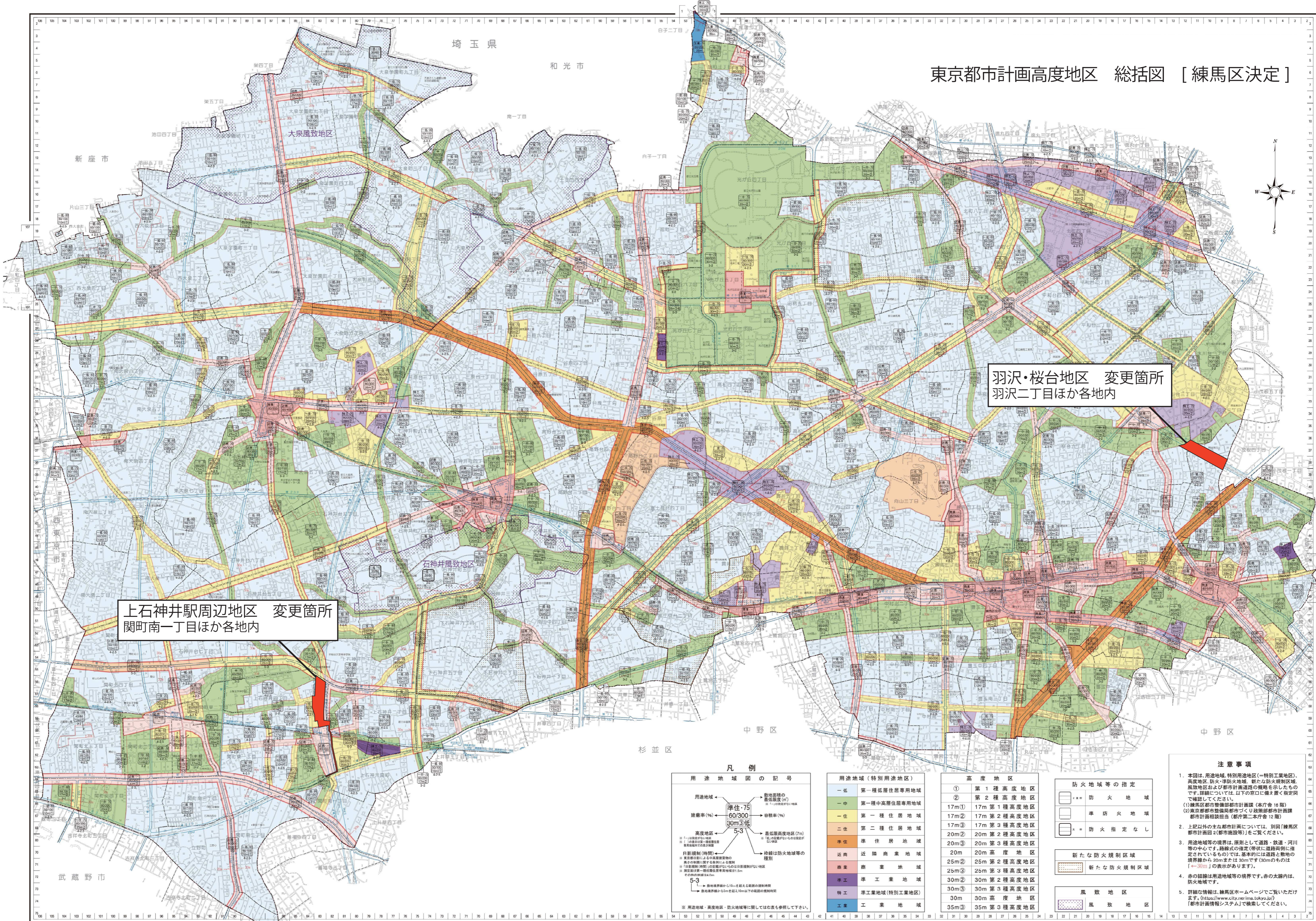


東京都市計画高度地区 総括図 [練馬区決定]



上石神井駅周辺地区 変更箇所  
関町南一丁目ほか各地内

羽沢・桜台地区 変更箇所  
羽沢二丁目ほか各地内

凡例

用途地域図の記号

用途地域 ← 準住・75  
建蔽率(%) ← 60/300  
30m3低  
5-3 ← 最低高度地区(7m)  
→ 終線は防火地域等の種別

白影規制(時間)  
※ 白影規制による白影規制区域の表示は、白影規制(時間)の記号がないものは白影規制がない地区  
※ 白影規制(時間)の記号がないものは白影規制がない地区  
※ 白影規制(時間)の記号がないものは白影規制がない地区  
※ 白影規制(時間)の記号がないものは白影規制がない地区

※ 用途地域・高度地区・防火地域等に関しては必ずしも参照して下さい

用途地域(特別用途地区)

一低	第一種低層住居専用地域
一中	第一種中高層住居専用地域
一住	第一種住居地域
二住	第二種住居地域
準住	準住居地域
近商	近隣商業地域
商業	商業地域
準工	準工業地域
工業	工業地域(特別工業地区)

高度地区

①	第1種高度地区
②	第2種高度地区
17m①	17m第1種高度地区
17m②	17m第2種高度地区
17m③	17m第3種高度地区
20m①	20m第1種高度地区
20m②	20m第2種高度地区
20m③	20m第3種高度地区
20m	20m高度地区
25m①	25m第1種高度地区
25m②	25m第2種高度地区
30m①	30m第1種高度地区
30m②	30m第2種高度地区
30m③	30m第3種高度地区
30m	30m高度地区
35m①	35m第1種高度地区
35m②	35m第2種高度地区
35m③	35m第3種高度地区

防火地域等の指定

\*\*\* 防火地域

準防火地域

\* 防火指定なし

新たな防火規制区域

新たな防火規制区域

風致地区

風致地区

- 注意事項
- 本図は、用途地域、特別用途地区(特別工業地区)、高度地区、防火・準防火地域、新たな防火規制区域、風致地区および都市計画道路の概略を示したものです。詳細については、以下の窓口にお答えください。  
(1)練馬区都市計画課都市計画課(本庁舎10階)  
(2)東京都都市整備局都市計画課(本庁舎12階)  
都市計画相談担当(都庁第二本庁舎)
  - 上記以外の主な都市計画については、別図「練馬区都市計画図2(都市施設等)」をご覧ください。
  - 用途地域等の境界は、原則として道路・鉄道・河川等の中心です。路線式の指定(帯状に道路両側に指定されているもの)では、基本的には道路と敷地の境界線から20mまたは30m(30mの場合は「30m」の表示があります)です。
  - 赤の細線は用途地域等の境界です。赤の太線は、防火地域です。
  - 詳細な情報は、練馬区ホームページをご覧ください。  
[https://www.city.maebashi.lia.tokyo.jp/]  
「都市計画情報システム」で検索してください。